

第 8 9 7 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 9 年 8 月 9 日（水）午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長，伊藤委員，佐竹委員，奈須野委員，齋藤委員，千木良委員

4 説明のため出席した者

西村理事兼教育次長，清元教育次長，布田総務課長，佐々木教育企画室長，
佐藤福利課長，八島教職員課副参事，奥山義務教育課長，目黒特別支援教育室長，
岡参事兼高校教育課長，横山参事兼施設整備課長，松本参事兼スポーツ健康課長，
鎌田参事兼全国高校総体推進室長，新妻生涯学習課長，田村全国高校総合文化祭推進室長，
山田技術参事兼文化財保護課長，小林総合教育センター所長 外

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

6 第 8 9 6 回教育委員会会議録の承認について

高 橋 教 育 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 8 9 7 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

高 橋 教 育 長 伊藤委員及び齋藤委員を指名する。
本日の議事日程は，配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議事

第 3 号議案 職員の人事について

第 4 号議案 宮城県スポーツ推進審議会委員の人事について

第 5 号議案 東北歴史博物館協議会委員の人事について

高 橋 教 育 長 7 議事の第 3 号議案ないし第 5 号議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。

(委員全員に諮って) この審議については，秘密会とする。

秘密会とする案件は，1 0 の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。

(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

9 教育長報告

(1) 本吉地区の再編統合校の校名案について

(説明者：清元教育次長)

「本吉地区の再編統合校の校名案について」御説明申し上げる。

資料は，1 ページである。

平成 3 0 年 4 月に気仙沼高等学校と気仙沼西高等学校が再編統合する本吉地区再編統合校に係る新たな校名について，今回，教育庁内の「県立学校校名選定委員会」において意見が集約されたので，御報告する。地元関係者や学校関係者による「基本課題検討会議」において新しい校名案を検討し，それを基に，教育次長を委員長とする「県立学校校名選定委員会」において検討した結果，本吉地区再編統合校の新しい校名案を「宮城県気仙沼高等学校」と決定した。

「宮城県気仙沼高等学校」の選定理由については、「気仙沼」は、学校の所在地を示す名称であること、また、長い歴史の中で、地域においても親しまれている名称であり、今後も伝統を引き継ぐとともに、地域に根ざした学校としてさらなる発展を期し、「宮城県気仙沼高等学校」を選定するものである。

なお、新しい校名案については、平成29年9月議会において県立学校条例の一部を改正する条例の議決を受けた後、平成30年4月1日の施行日以後、正式な校名となる予定であるが、それまでは校名案に「(仮称)」を付し、様々な場面で使用していくこととなる。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

10 専決処分報告

(1) 平成30年度使用県立特別支援学校小学部及び中学部における教科用図書の採択について

(説明者：清元教育次長)

「平成30年度使用県立特別支援学校小学部及び中学部における教科用図書の採択について」御説明申し上げます。

資料は1ページから8ページである。

平成30年度に県立特別支援学校小学部及び中学部で使用する学校教育法第34条第1項及び同法附則第9条の規定による教科用図書については、本県の採択基準に基づき、教育委員会で作成した選定資料を参考として、各特別支援学校で候補となる教科用図書の選定を行った。その後、各学校から提出された採択を希望する教科用図書について、大学教授や各障害種の特別支援学校長で構成された教科用図書採択検討会議において、新学習指導要領との関連、みやぎの志教育の観点、小・中・高の学びの連続性や生涯学習の視点などから審議した結果、平成30年度に使用する教科用図書として、資料3ページから8ページに記載のとおりとした。

なお、文部科学省検定済又は著作本から、小学部用33点、中学部用37点、また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、いわゆる一般図書から、小学部用72点、中学部用34点を一覧として示しているが、そのうち左端に※印が付いた図書については、現時点では学校からの採択の希望がないものの、学校において児童生徒の障害の実態等に応じた指導を進めるために、今後必要となる可能性のある図書である。

これらは、いずれも教科用図書として採択することが適切であると認められることから、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第6号の規定により、平成29年8月2日付けで採択を専決処分したので、同条第2項の規定により御報告するものである。

本件については、以上である。

(質 疑)

佐竹委員 教科用図書の選定に関しては、現場の声を聴いて抽出し、審議をした上で選定したものであり、この流れは非常に良いものだと思う。資料に図書の一覧があるが、学年別などの図書を使うのか伺いたい。

特別支援教育室長 支援学校においては、子供の障害の状態に応じて図書を使い分けているため、学年別の区分はしていない。

佐竹委員 例えば、「生活」の種目について、この一覧の図書うち子供の状態に合わせた図書を使用するということか。

特別支援教育室長 そのとおりである。

11 議事

第1号議案 平成29年度政策評価・施策評価について

第2号議案 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について

高橋教育長 第1号議案及び第2号議案については、関連があることから、一括して説明を受けることとし、質疑はその後に行うこととする。

(説明者：西村理事兼教育次長)

第1号議案について、御説明申し上げます。

資料は、1ページと、別冊及び参考資料1から3になる。

はじめに、政策評価・施策評価の概要について御説明申し上げます。別冊の次に添付している参考資料1を御覧願いたい。「1 政策評価・施策評価の趣旨」であるが、本県では、「行政活動の評価に関する条例」に基づき、本県の総合計画である「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に係る政策・施策及び事業について、毎年度、政策評価・施策評価を実施している。このたび、平成28年度に実施した教育委員会の所掌に係る政策、施策及び事業について政策評価・施策評価を実施し、その結果を別冊のとおり取りまとめたので、審議をお願いするものである。

なお、この評価結果については、知事部局において評価書に取りまとめられ、政策・財政会議での審議を経て、9月県議会において報告されることとなる。

次に、「2 政策評価・施策評価の方法について」であるが、評価に当たっては、各担当課室において平成28年度に実施した事業の評価を行い、その結果や目標指標の達成状況等を踏まえて政策・施策の自己評価を行った。また、政策評価・施策評価の客観性を確保するため、県の自己評価に対して外部有識者で構成される「宮城県行政評価委員会」から意見を聴取しており、別冊資料の作成に当たっては、行政評価委員会の意見を反映し、取りまとめたところである。

次に、「3 政策評価・施策評価の結果について」であるが、政策・施策ごとに「順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている」の4段階で評価を行っている。はじめに、「(1) 宮城の将来ビジョン」に関しては、教育庁では「政策7」と5つの施策の評価を担当しており、施策については、施策17「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」を「概ね順調」と評価し、そのほかの4つの施策については、「やや遅れている」と評価した。また、政策7「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」については、各施策の評価を踏まえ、「やや遅れている」と評価している。

次に、「(2) 宮城県震災復興計画」に関しては、教育庁では「政策6」と3つの施策の評価を担当しており、施策については、3つの施策とも「概ね順調」と評価し、政策6「安心して学べる教育環境の確保」についても、各施策の評価を踏まえ、「概ね順調」と評価している。

なお、行政評価委員会からは、目標指標の分析や取組の成果を具体的に示す必要があるといった意見が付されたものもあったが、政策・施策ともに県の自己評価に対して「適切」又は「概ね適切」と判断されている。

次に、2ページを御覧願いたい。

「4 『宮城の将来ビジョン』及び『宮城県震災復興計画』の今後の推進に当たって」であるが、本県教育の推進に当たっては、今年3月に策定した「第2期宮城県教育振興基本計画」に基づき、「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」との一体性に配慮しながら、学校・家庭・地域の連携・協働のもと、教育施策を展開していく。特に、政策評価・施策評価の結果を踏まえ、「確かな学力の育成」や「体力・運動能力の向上」、「いじめ・不登校等への対応」などに重点的に取り組むとともに、現状と課題を分析し、目標指標等の達成に向けて、より効果的な取組を一層推進していく。

また、来年度から「宮城県震災復興計画」における「発展期」に入ることを見据え、本県教育の再生・発展に向けて、「志教育」の一層の推進に取り組むとともに、グローバル人材及び産業人材の育成などに取り組み、宮城の将来を担う人材の育成を図っていく。

なお、政策評価・施策評価の詳細については、教育企画室長から説明する。

(説明者：教育企画室長)

引き続き、各政策・施策の評価理由や、行政評価委員会からの意見を踏まえた対応等について御説明申し上げます。

それでは、参考資料2を御覧願いたい。

はじめに、「宮城の将来ビジョン」の施策に関して、政策6の施策14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」について、目標指標である「朝食を欠食する児童の割合」が増えていることなどを踏ま

え、自己評価については「やや遅れている」とした。行政評価委員会からは、自己評価に対しては「概ね適切」という意見であったが、県民に対して取組の成果を伝えるため、「子どもの基本的な生活習慣の定着やスマートフォンの使用について、取組の成果等を具体的に示す必要がある」といった意見が付されたことから、「ルルブル・エコチャレンジ事業」の実施など具体的取組の成果や、スマートフォン等の過度な使用の抑制に向けた目標指標を設定したことなどについて追記し、施策の最終的な評価としては自己評価と同様に「やや遅れている」としたところである。

次に、政策7「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」については、構成する3つの施策の評価結果を踏まえ、自己評価については「やや遅れている」とした。行政評価委員会からは、自己評価に対して「適切」という意見であり、最終的な評価も「やや遅れている」としたところである。

次に、政策7の施策15「着実な学力向上と希望する進路の実現」については、目標指標の達成状況として、「大学等への現役進学達成率」や「新規高卒者の就職決定率」について目標値を達成しているものの、前年度から引き続き、全国学力・学習状況調査における「全国平均正答率とのかい離」の達成度が低いことなどを踏まえ、自己評価については「やや遅れている」とした。行政評価委員会からは、自己評価に対しては「適切」という意見であったが、児童生徒の発達段階に応じて計画的な対応を行っていくため、「調査結果を分析し、長期的・短期的それぞれの視点から課題と対応方針を示す必要がある」といった意見が付されたことから、調査の分析結果を踏まえ、学習指導の改善と家庭学習の充実を図っていくことや、長期的な対応として、学力向上に向けた小・中学校の連携を推進していくことなどについて追記し、施策の最終的な評価としては自己評価と同様に「やや遅れている」としたところである。

次に、2ページを御覧願いたい。政策7の施策16「豊かな心と健やかな体の育成」については、目標指標である「不登校児童生徒の在籍者比率」や「再登校率」の達成度が低く、児童生徒の体力・運動能力調査の結果についても、中学2年生の男子を除き、達成度が低いことなどを踏まえ、自己評価については「やや遅れている」とした。行政評価委員会からは、自己評価に対しては「概ね適切」という意見であったが、目標指標の多くが目標値を下回る状況が続いているため、「各種調査の結果等を踏まえ、取組の成果が目標値の達成に反映されない原因を分析し、総合的に施策の成果を示す必要がある」といった意見が付されたことから、不登校等の要因や背景が多様化・複雑化していることを踏まえ、今後も施策を組み合わせながら継続して行っていくことや、児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて、記録カードの活用や「Webなわ跳び広場」を継続することなどについて追記し、施策の最終的な評価としては自己評価と同様に「やや遅れている」としたところである。

次に、政策7の施策17「児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり」については、目標指標である「外部評価を実施する学校の割合」が小・中・高等学校ともに目標値を達成していることなどを踏まえ、自己評価については「概ね順調」とした。行政評価委員会からは、自己評価に対しては「概ね適切」という意見であったが、県民に対して施策の成果を示すため、「目標指標を補完するようなデータや取組を用いて、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要である」といった意見が付されたことから、学校評価に関する研修会の開催など、具体的取組について追記し、施策の最終的な評価としては自己評価と同様に「概ね順調」としたところである。

次に、政策8の政策23「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」については、目標指標である「総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率」の達成度が低いことなどを踏まえ、自己評価については「やや遅れている」とした。行政評価委員会からは、自己評価に対して「適切」という意見であり、その他の指摘も無かったことから、最終的な評価も「やや遅れている」としたところである。

次に、3ページを御覧願いたい。「宮城県震災復興計画」の施策に関して、政策6「安心して学べる教育環境の確保」と、それを構成する3つの施策については、目標指標の達成状況などを踏まえ、自己評価については全て「概ね順調」とした。行政評価委員会からは、自己評価に対して全て「適切」という意見であり、最終的な評価も全て「概ね順調」としたところである。

なお、詳細については、別冊資料のとおりであるが、行政評価委員会からの意見を踏まえて修正した箇所については別冊資料に下線を引いている。また、参考資料3として、目標指標等の推移を添付しているので、後ほど御覧願いたい。

以上が、第1号議案の概要である。

(説明者：西村理事兼教育次長)

引き続き、第2号議案について、御説明申し上げます。

資料は、2ページと、別冊及び参考資料1と2になる。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。「宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価」については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条第1項の規定に基づき実施しているものであり、教育に関する事務の管理及び執行の状況について、毎年、点検及び評価を行うとともに、その結果に関する報告書を作成し、議会に報告することとされている。

このたび、平成28年度における状況について、別冊のとおり「宮城県教育振興基本計画の点検及び評価に関する報告書」を取りまとめたので、審議をお願いするものである。

次に、別冊報告書の次に添付している参考資料1を御覧願いたい。この資料は、「宮城県教育振興基本計画」と、第1号議案の政策評価・施策評価の対象となった「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」との対応関係を示している。

資料に記載のとおり、中央の「宮城県教育振興基本計画」における「基本方向」と、右側の「宮城の将来ビジョン」及び左側の「宮城県震災復興計画」における「施策」が互いに対応関係にあることから、「点検・評価」に当たっては、第1号議案で御説明した「政策評価・施策評価」と一体的に実施し、宮城県行政評価委員会からの御意見等も踏まえて報告書を取りまとめている。

「宮城県教育振興基本計画」の点検及び評価結果の案については、資料の中央に記載のとおり、6つの基本方向のうち、基本方向1「学ぶ力と自立する力の育成」、基本方向2「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」、基本方向5「家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」を「やや遅れている」、その他の3つの基本方向を「概ね順調」と評価しており、前年度からは、基本方向6「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」の評価が「やや遅れている」から「概ね順調」に変わっている。

また、「宮城県教育振興基本計画」全体の成果としては、6つの基本方向の評価を総合的に判断し、「やや遅れている」と評価している。

なお、参考資料1の裏面には、平成22年度からの評価結果を記載しているので、参考として御覧願いたい。今年度から、今年3月に策定した「第2期宮城県教育振興基本計画」に基づき、教育施策を進めているところであるが、今回の点検・評価の結果を踏まえ、本県教育の再生・発展に向けて、「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」との一体性に配慮しながら、各種教育施策の一層の推進に取り組んでいきたいと考えている。

なお、点検・評価の詳細については、教育企画室長から説明する。

(説明者：教育企画室長)

引き続き「6つの基本方向」それぞれの評価の理由について、その概要を御説明申し上げます。

それでは、参考資料2を御覧願いたい。

はじめに、基本方向1「学ぶ力と自立する力の育成」については、5つの取組のうち、「概ね順調」が4件、「やや遅れている」が1件と評価した。このうち、取組2「基礎的な学力の定着と活用する力の伸長」については、目標指標である「全国平均正答率とのかい離」が中学生において若干の改善が見られたものの、前年度に引き続き達成度が低い水準にとどまっていることなどから「やや遅れている」と評価したものであり、学力向上に向けた取組を一層推進していく必要があることなどを総合的に判断し、基本方向1の全体の評価を「やや遅れている」と評価した。

次に、基本方向2「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」については、5つの取組のうち、「概ね順調」が3件、「やや遅れている」が2件と評価した。このうち、取組1「感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援」については、目標指標である「不登校児童生徒の在籍者比率」と「再登校率」の達成度が低く、取組2「健康な体づくりと体力・運動能力の向上」については、目標指標である「児童生徒の体力・運動能力調査における体力合計点の全国平均値とのかい離」の達成度が、中学2年生男子を除き低い水準に

とどまっていることなどから「やや遅れている」と評価したものである。

基本方向2の全体の評価については、本県の喫緊の課題である不登校対策や体力・運動能力の向上に向けた取組を一層推進していく必要があることなどを総合的に判断し、「やや遅れている」と評価した。

次に、基本方向3「障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進」については、2つの取組ともに「概ね順調」と評価しており、基本方向3の全体の評価も「概ね順調」と評価した。このうち、取組1「一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進」については、前年度の達成度を下回った目標指標もあるが、「特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と交流及び共同学習した割合」が前年度実績を上回り、居住地校交流を希望した児童生徒に対しては100%実施するなど、過去最高の実績値となったほか、仙台圏域における特別支援学校の狭隘化対策として、利府支援学校塩釜校などの開校準備を着実に進めたことなどから、総合的に判断し「概ね順調」と評価した。

次に、基本方向4「信頼され魅力ある教育環境づくり」については、7つの取組ともに「概ね順調」と評価しており、基本方向4の全体の評価も「概ね順調」と評価した。このうち、取組2「開かれた学校づくりの推進」については、目標指標である「外部評価を実施する学校の割合」が小・中・高等学校とも目標を達成していることなどから「概ね順調」と評価した。

次に、基本方向5「家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」については、3つの取組のうち、「順調」が1件、「概ね順調」が1件、「やや遅れている」が1件と評価した。このうち、取組1「親の『学び』と『子育て』を支える環境づくり」については、目標指標である「朝食を欠食する児童の割合」と「保育所入所待機児童数」がともに前年度に引き続き目標値を下回り、達成度も低い水準にとどまっていることなどから「やや遅れている」と評価したものであり、改善に向けた取組を一層推進していく必要があることなどを総合的に判断し、基本方向5の全体の評価を「やや遅れている」と評価した。

最後に、基本方向6「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」については、4つの取組のうち、「順調」が1件、「概ね順調」が2件、「やや遅れている」が1件と評価した。このうち、取組3「生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実」については、目標指標である「総合型地域スポーツクラブの市町村における育成率」の達成度が低い水準にとどまっていることなどから「やや遅れている」と評価したが、取組2「文化財の保護と活用」については、平成28年4月「政宗が育んだ“伊達”な文化」が日本遺産に認定され、知事部局と連携し、文化財の観光活用と地域の活性化に取り組んだとともに、国宝瑞巖寺本堂の一般公開の再開や、特別史跡多賀城跡の再建に向けた計画的な調査の実施、また、被災文化財の修理修復が進んだことなどを踏まえ、「順調」と評価した。

このほか、取組1及び取組4において、「概ね順調」と評価したことから、各取組における成果を総合的に勘案し、基本方向6の全体の評価については「概ね順調」と評価した。

なお、6つの基本方向と26の取組における、より具体的な「評価の理由」と「課題と対応方針」については、別冊報告書に記載のとおりである。

以上、第1号議案、第2号議案について、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑)

- | | |
|-------------|--|
| 伊 藤 委 員 | 自己評価と行政評価委員会の意見がほぼ同じである。このことは、自己評価を第三者が十分に評価した結果が行政評価委員会の結果に反映されていると思う。達成度の低いものについては、判定がCからBに急に変わるのは難しい事案であると思う。このことから粘り強く達成度が上がるような努力が必要であると感じた。この評価結果については、今後、政策・財政会議での審議を経て、9月県議会に報告すると伺ったが、その後この評価がどのように活用されていくのか伺いたい。 |
| 教 育 企 画 室 長 | 今後のスケジュールとしては、8月28日に政策・財政会議での審議を経て、その上で9月県議会に報告することとなる。対外的には評価の結果をこのような手順で示すこととなるが、その結果については来年度の事業・施策を検討する上での一つの判断材料として、外部等の意見も含めて活用していく。 |
| 伊 藤 委 員 | 評価の結果が一番必要とされるところまで浸透することが大事であるので、この点について特段の努力をお願いする。 |

高橋教育長
佐竹委員

今後の施策にしっかりと反映するよう、事務局としてさらなる努力をお願いする。
別冊の43ページに記載のある「平成28年県民意識調査」うち、「不満群の割合」
について、どのような不満なのか伺いたい。

調査の方法については長いスパンで調べていくことは大事であると思うが、毎年変化がなく「やや遅れている」が変わらない状況の部門がある。例えば欠食児童が増えていたり、不登校や再登校率がいつも同じである。こうしたものの調査方法についてどの程度のスパンで行っていくのか、従来の方法で良いのかももう一度検討すべきではなかと思う。また、参考資料3の目標指標等のうち「不登校児童生徒の在籍者比率」については小・中・高等学校で分けて表示しているのに、「不登校児童生徒の再登校率（小・中）」については、なぜ小学校と中学校を合わせて表示しているのか。調査結果を表示する際は比較しやすいように表示すべきであると思うが、この点について考えを伺いたい。

教育企画室長

県民意識調査のうち不満群の状況については、調査の手法として震災復興・企画部が主導しており、設問の項目自体が自由記載ではなく「満足している」や「不満である」を選択して「○」を付けて回答するものとなっている。このことから、どのような不満を持っているのかは、調査結果から把握できない。目標指標の成果の捉え方については、毎年、経年変化を把握するために、同じ調査方法としている。ただし、これは施策を検討する上での一つの判断材料であり、施策を構成する各種の事業などについては、毎年事業を発展させたり、あるいは参加される方々から意見を伺う手法も取れるので、来年度以降も心掛けていきたい。

義務教育課長

小・中学校の再登校率については、数値を把握している。ただし、小学校で再登校しても、中学校で不登校になるケースもある。小・中学校を合わせた再登校率を29.4%と記載しているが、小・中学校ともに29%程度の再登校率で、あまり差異がない。このことから小・中学校と長い期間で再登校率を表示したほうが良いと認識している。

佐竹委員

義務教育課長の説明がなければ、小・中学校の再登校率を合わせて表示する理由は分からない。表示方法については誰もが分かるような表示にすべきであると思うので、この点については検討してほしい。調査方法については、その時々でニーズがあるので、それに合わせた調査を変えていることも必要であると思う。県民意識調査については、満足や不満の理由を把握しなければ、今後の展望に反映できない。調査結果を反映するためにも、調査方法を検討すべきではないかと思う。

高橋教育長

今年度から教育振興基本計画が第2期になった。来年度の評価や指標の在り方について、今意見を頂いたところである。平成20年を初期値として継続して取り組んできたものである。平成20年当時に作成した指標を基に、例えば再登校率などは小・中を合わせてこれまで経年変化を把握してきた。今頂いた指摘は、このことも含めて指標の在り方やアンケートの在り方について、部局とも相談しながら改善できる部分は改善していくようお願いする。

(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

1.2 課長等報告

(1) 平成29年度学校基本調査速報(宮城県)の概要について

(説明者:総務課長)

「平成29年度学校基本調査速報(宮城県)の概要について」御説明申し上げる。

資料は、1ページから8ページである。

この調査は、国公立の別を問わず、学校に関する基本的事項である学校数、在学者数等の状況を明らかにするために、統計法に基づき、文部科学省が毎年5月1日現在で実施している基幹統計調査であり、前年度中の動きと、本年5月1日の児童生徒等の状況をまとめたものである。県ではこの調査を震災復興・企画部統計課が担当しているが、本日は、教育委員会が所管する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の

状況を中心に御報告する。

はじめに、資料3ページを御覧願いたい。まず、「学校数、学級数、在学者数及び教員数」であるが、下の「表1」を御覧願いたい。今年度の本県の学校数は、小学校は前年度から4校減少し395校、中学校は前年度から2校減少し211校となった。また、高等学校の全日制・定時制について増減はないが、特別支援学校の1校増加は、宮城県立利府支援学校塩釜校の開校によるものである。

次に、学級数については、前年度に比べ、小学校で3学級、中学校で44学級それぞれ減少し、特別支援学校で18学級増加している。在学者数は、前年度に比べ、小学校で802人、中学校で1,666人それぞれ減少しており、いずれも昭和23年の調査開始以来、最低の人数となっている。高等学校は全日制・定時制を合わせて581人減少している。また、特別支援学校では42人増加している。教員数は、前年度に比べ、小学校は28人増加し7,916人、中学校は57人減少し4,928人、高等学校は全日制・定時制を合わせて3人増加し4,559人、特別支援学校は36人増加し1,574人となっている。

次に、資料5ページを御覧願いたい。「図1及び図2」については、小学校及び中学校の1学級当たりの児童生徒数について、平成19年度からの推移を表したものである。小学校はほぼ横ばい、中学校は平成25年度から減少傾向となっている。

次に資料6ページを御覧願いたい。「図3」は、校種別の在学者数について、昭和23年度からの推移を表したものである。

次に、資料7ページを御覧願いたい。中学生の「卒業後の状況」であるが、「表3及び図4」のとおり、進学率は99.2%で、前年度と同率であり、全国平均に比べ0.4ポイント上回っている。

次に、資料8ページを御覧願いたい。高校生の「卒業後の状況」について、「表4並びに図6及び図7」のとおり、進学率は49.3%で前年度より0.2ポイント低下しており、全国平均に比べ5.4ポイント下回っている。また、就職率は23.5%で、前年度より0.9ポイント低下しているが、全国平均に比べ5.7ポイント上回っている。

本件については、以上である。

(質 疑) | 質疑なし

(2) 幼児教育アドバイザー派遣事業について

(説明者：教育企画室長)

「幼児教育アドバイザー派遣事業について」御説明申し上げます。

資料は、9ページから16ページである。

はじめに、資料9ページを御覧願いたい。

「1 目的」であるが、本事業の目的は、幼児期の教育や保育の質を高めるため、「幼児教育アドバイザー」を県内の幼稚園、保育所等に派遣し、幼稚園教員や保育士等の資質の向上を図るものである。幼稚園教員や保育士等の研修については、これまでも「学ぶ土台づくり」研修会等を開催してきたが、「園外に研修に行く時間がとれない」、「研修先が遠い」といった声を受けて、幼稚園、保育所等に訪問するアウトリーチ型の事業として、今年度から新たに取り組んでいるものである。

次に、「2 派遣対象先」であるが、県内の幼稚園、保育所、認定こども園及び認可外保育施設を対象としているほか、市町村や市町村教育委員会が主催する研修会等への派遣も対象としている。

次に、「3 内容」であるが、幼児教育アドバイザーについては、幼稚園、保育所等の依頼に基づき、表に記載のとおり、大きく3つの内容について指導・助言等を行うこととしている。

なお、指導・助言等に当たっては、一方的にならないよう現場の先生方の考えを引き出し、一緒に学び合うというスタンスで進めているところである。

次に、「4 実施方法」については、イメージ図を記載している。

基本的には各幼稚園、保育所等からの派遣申請を受けて、事務局において調整の上、アドバイザーを派遣している。また、アドバイザーについては2名で訪問しているとともに、相談内容に応じて、事前打合せを別途行っているところである。

次に、資料10ページを御覧願いたい。

幼児教育アドバイザーについては、表に記載のとおり、現在4名の方々を委嘱している。

なお、委嘱に当たっては、様々な施設からの要望に応えるため、幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校の経験者を対象として、各関係団体からの推薦等に基づき決定したものである。

次に、「6 派遣・申込み状況」であるが、7月末現在で11施設から申込みがあり、現在、5施設に派遣を行った。内容については、子供への関わり方などについての話し合いや、公開保育に向けた準備、認定こども園における保育全体についての話し合いなどとなっている。

各施設から様々な相談が寄せられているが、複数のアドバイザーが訪問することで、多様な視点での助言や話し合いを行うことができ、派遣先からも評価されている。

なお、今後、訪問を予定している施設については、6施設であり、アドバイザーと調整の上、派遣を行う予定である。

本事業については、6月中旬から募集を開始しており、教育企画室のホームページに募集案内を掲載しているほか、各市町村や教育委員会に御協力いただき、幼稚園、保育所、認定こども園及び認可外保育施設に対して直接、事業の御案内を行っている。しかしながら、初年度ということもあり、関係者に対し十分にこの事業が浸透していない面も伺えることから、今後は、各種研修会において案内チラシを配布するなど積極的に事業の周知を図り、幼稚園教員や保育士等の資質の向上に向けて取り組んでいきたいと考えている。あわせて、今後の方向性として、幼児教育アドバイザーの養成や研修、また、各市町村における幼児教育アドバイザーの設置への支援などについても検討して行きたいと考えている。

なお、資料11ページ以降には、参考として「国における幼児教育アドバイザーの取組」などを記載しているので、詳しくは後ほど御覧願いたい。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊藤委員 幼児教育アドバイザーが派遣されて訪問した際に、その対象はそれぞれの保育園の園長や保育士となるのか伺いたい。

教育企画室長 そのとおりである。

千木良委員 幼児教育振興法案概要の基本理念に、「障害のある子供はその特性を踏まえた十分な幼児教育を受けられるよう配慮されること」と記載されている。保育士等が指導に悩む場面は、健常な子供への対応の仕方もあるが、発達障害があるために周りの子供とうまく対応できない場合やコミュニケーションが取りにくいことへの問題の方が多い。白石市等の場合は親子が分かれて通園できる障害児向けの施設がないため、幼児教育の部分が浮いた状態になっている。保健師の要請を受けて保育園に伺うこともあるが、通常の保育園でそうした子供を預かる場合は、どうしても職員一人では足りないのもう一人特別な職員を付ける。その場合、人員を増やしたものの障害が重い子供やコミュニケーションを取りにくい子供に対して専門的な知識や対応の経験があることについては、問われないケースがある。この事業に、このような所を補完することを期待している。こうした所でアドバイスをしたり、間に入って頂き専門的な知識を持っている専門家に繋いだり、就学に向けてのベースを整えるような便宜をすることなどを、少しでも実現すれば地元の状況からすると非常に有難いと思う。

高橋教育長 資料10ページの「6 派遣・申込み状況」の5の内容に、「発達に遅れがみられる園児への今後の対応などについての話し合い」と記載があり、この際の研修会でもこうしたことが行われたようである。千木良委員の意見は、このことをしっかり首長部局にも繋いでいくことや、首長部局に必要なアドバイスをしていくことを考えるべきと理解した。こちらが出向いて研修のアドバイスを部分と、アドバイスをした結果としてさらにパイプ役として市町村と繋いでいく必要があるケースを積極的に取り上げながら対応する部分と、もう一つ対応が可能な部分があると聞いていたので、来年以降の取組に是非活かしていくようお願いする。

奈須野委員 アドバイザー4名について、この方々はあくまでも要請や申し込みがあった上で派遣

されるのか、それとも常時勤務しているのか伺いたい。

教育企画室長

基本的には、申し込みを頂いてから何処に行って頂くか検討する。施設ごとにそれぞれ相談の内容が異なるので、その相談の内容に応じてどのような方を派遣すべきか事務局側で整理し、場合によっては施設に対してニーズの深掘りするために事前に伺って打ち合わせを行った上で派遣している。

奈須野委員

資料13ページに「幼稚園・保育所・認定こども園を巡回して助言等を行う」と記載されているが、巡回とは常に一定の方が回って情報収集し、幼児教育について県に対し情報提供したり現場に指導するものだったと思った。この点は、現時点においてはあくまでも市町村から依頼があってから動くということか。

教育企画室長

県教育委員会が行う幼児教育アドバイザー派遣事業に関しては、常時待機しているのではなく、相談があった都度その方々を派遣することで調整している。13ページの資料の推進体制に関しては、現在、国において審議されている幼児教育振興法案の中でこのような体制を目指そうということを示されているものである。法案可決後にこうした具体的な展開を想定した取組が出てくるのではないかと考えている。

佐竹委員

4名のアドバイザーに委嘱しているが、皆さんは子供達と触れ合ってきた方々であり現状をよく把握していることから良い対応ができていると思う。今後、研修や人員を増やしていくと説明があったが、アドバイザーの増員をどの程度目指しているのか伺いたい。また、発達障害など援助が必要な子供のみならず、子供たちがどのようなことを必要としているかについて、様々な事例を基に抽出し繋いでいくことも是非お願いしたい。本県には教育応援団があるが、どちらかという対象は小学校以上のイメージがある。自分の法人でも教育応援団に加入させて頂いており、保育所や幼稚園等から依頼があった際に、教育応援団のことを紹介すると知らない所が多い。是非幼稚園や保育所でも活用して頂けるよう、各市町村を通してアドバイザーや教育応援団を選択肢の一つとして周知して頂きたい。

教育企画室長

アドバイザーの人数について、翌年度に何名増やすかの具体的な計画は持ち合わせていない状況である。現時点では、すでに派遣したところも含めて11件であり、相談内容を類型化した場合は違う展開もあると思う。また、国において法案を審議している状況もあることから、こうしたことも勘案しながら今後の検討を深めていきたいと思っている。

生涯学習課長

教育応援団については、年間2千件以上の活用があるが、幼稚園や保育所についても百件から二百件程度活用されている。今後、教育企画室と連携しながら周知に努めていきたいと考えている。

佐竹委員

教育委員会は学校だけでなく、みんなで対応していることをピーアールする良いチャンスだと思うので、積極的にピーアールし活用して頂きたい。

(3) 平成29年度第33回学習デジタル教材コンクール「学情研賞」受賞について

高橋教育長

説明については、教職員課長に代わり総合教育センター所長にお願いすることとする。

(説明者：総合教育センター所長)

「平成29年度第33回学習デジタル教材コンクール「学情研賞」受賞について」御説明申し上げます。

資料は、17ページと別紙になる。

はじめに、資料17ページを御覧願いたい。

総合教育センターでは、近年のSNSを介した生徒指導上の問題に対して、教員同士がSNSについて共通理解を図り、SNSに関する情報モラル教育に計画的・組織的に取り組むことができるよう、平成28年度の長期研修専門研究において、校内研修ツール「みやぎSNSナビゲーション」を開発した。このツールを、公益財団法人学習ソフトウェア情報研究センターが主催する「学習デジタル教材コンクール」に応募し

たところ、「文部科学大臣賞」に次ぐ第2位に相当する「学情研賞」を受賞した。コンクールの概要やツールを開発した専門研究の概要等については、資料に記載のとおりである。今後は、このツールを県内の各学校の校内研修において積極的に活用してもらうよう、広報・普及に努めていくほか、このツールには保護者啓発資料も盛り込んでいるため、PTAの研修会等における活用も図って行きたいと考えている。

については、受賞した研究の概要について、専門研究員の指導を担当した当センターの東灘主幹から委員の皆様を紹介させていただく。

（説明者：総合教育センター東灘主幹）

昨年度、当センター専門研究において開発した「みやぎSNSナビゲーション」について、その概要を御紹介申し上げます。お手元の資料はダイジェスト版になる。こちらのスクリーンを御覧願いたい。これは、ある中学校の例である。生徒から先生にSNSに関するこんな相談があった。

どうやら先生は相談の内容がよく分かっていないようである。

最終的には、詳しい先生にお願いしようと考えている。

しかし、お願いされる側の先生は、「何で自分ばかりに回ってくるんだ。」と思っている。

このような事例は学校現場の多くで見られる。そこで当センターでは、先生方がSNSに関する情報モラル教育について、学校全体を挙げて計画的・組織的に取り組んでいけるように、「みやぎSNSナビゲーション」を開発致した。それでは、詳しく御紹介する。

まず、開発した背景についてである。児童生徒を取り巻く現状としては、スマホ所持率のめざましい増加が挙げられる。当然、所持率が増加すれば、SNSなども多くの児童生徒が利用している。利用する子供が多くなれば、ひぼう・中傷等も増加していることは想像できる。一方、学校現場の現状は、教員のSNSに対する認識が子供と差があること、また、先生方同士でも認識の差があること、結果として、一部の先生だけが指導に当たるといったことが見受けられる。そこで、「SNSの仕組みや特性」について、先生方同士の共通理解を図ることで、SNSに関する情報モラル教育に全校を挙げて計画的・組織的に取り組んでいけるようにしたいと考えた。

こちらが「みやぎSNSナビゲーション」のトップページなる。コンテンツは大きく分けて4つなる。ボタンの大きさでお分かりのとおり、「校内研修資料」がメインコンテンツになる。クリックすると、研修の一覧画面になる。校内研修は、全部で16本用意した。各校の実態に合わせて、研修内容を選択したり、組み合わせたりすることができるようになっている。研修1本に当たり、10分から20分程度で実施できることを想定して開発致した。職員会議の後に短時間で実施することも可能である。

その中から1つ、導入の一部分を実際に体験していただく。

「あれ？そんな意味じゃなかったんだけど…一事例から知る、SNS上で起こり得る誤解」についての研修を行う。実際にいじめにつながったラインでのやり取りの事例を今から示す。

仲のよい友達のグループが、Aさんの家に遊びに行きた。遊び終わった感想をラインに書き込んだ。

「謝りなよ」と言われている。「ちょっと待ってよ」とびっくりしている。何が起こったのか。みんなが怒っている。最初の発言はどんなものだったのか。

「Aちゃんの家、〇〇〇」この一番上の空欄にはどんな言葉が入ると思うか。入る言葉を想像してほしい。そして、近くの先生と相談してほしい。それではきっかけとなった言葉を見てみる。

「Aちゃんの家、きれいじゃない」このケースでは、この発言が原因で、「グループ外し」などのいじめにつながった。このようなトラブルが起きてしまうのはなぜか。近くの先生と話し合っしてほしい。実際の研修では、先生方から「書き言葉でのコミュニケーションが未熟」とか、「ライン上でのやり取りが速いので、文面を確認していない」といった意見がよく出てくる。このように校内研修資料は、「みんなで考えて、みんなで話し合うこと」を通して「意見交流」が活発に行われる研修を想定している。

2つ目は、「SNS体験アプリ」である。多くの児童生徒が利用している「ライン型」と「ツイッター型」のSNS疑似体験アプリで、疑似体験を通してSNSの仕組みや特性を理解する作りとなっている。

3つ目は、保護者啓発資料である。保護者対象の研修資料と保護者と子供と一緒に考えて考える研修資料の2つがある。その中の1つ「子供と考える、スマホ・SNS教室」の一部を体験していただく。

A子は、中学入学時、新しくできた友達とラインのグループを作った。数ヶ月使っていると、ラインでの会話が多くなってきた。そんなある日、グループトークにF子が返事をよこさなくなった。A子は「どうしたんだろう」と心配していたが、D子が返事を返さないF子にイライラし始めた。D子とF子は最近、ぶつかることが多く、とうとうD子がF子抜きのグループを作ろうと言い出した。D子には誰も逆らうことができず、F子はグループから外されてしまった。この出来事はA子にとってはショッキングな出来事であった。「もしかするとF子には何かスマホを使えない理由があったのでは」と思うA子であったが、自分もF子のようになってしまったら・・・と考えると、「返事を返さないなんてできない。」と思うようになった。その後、グループトークは夜中まで続くようになった。しかし、A子はやめることができない。いつもスマホばかり触っているA子について母親の怒りも爆発した。スマホを取り上げようとしている。A子の「スマホなくなったら、私・・・」に続く言葉はなにであるか。家の方と意見を交換してほしい。保護者が来ていない人は友達同士で意見交流してほしい。お母さん方は、どのように考えたか。「いじめられちゃう」といったセリフではないか。児童生徒の皆さんはどうであるか。「友達いなくなっちゃう」と言った言葉が多いのではないか。子供たちは、こんな状況になっても友達とのつながりを重要視しようとする傾向がある。このように、児童生徒と保護者が一緒になってSNSの使い方について考える場面が設定されている。

このように、PTA行事や、懇談会などで活用できる資料となっている。保護者との連携をスムーズに図ることができる。今年、坂元小学校の保護者対象研修会で実践した際には、御覧のような感想が寄せられた。

最後は、リンク集である。実践に役立つ情報モラル教育に関するサイトを閲覧することができる。説明は以上となる。このSNSナビゲーションは、当センターのWebページからダウンロードできる。センターとしては、専門研修や基本研修において普及活動に努めるとともに、各学校からの要請研修などを通して積極的に実施し、推進を図っていきたいと考えている。先ほども申ししたが、活用されなければ意味がない。多くの先生方に活用していただけるように、今後も普及活動に努めていきたい。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋藤委員
教育企画室長

小・中学校でSNSを使っている子供達の比率を伺いたい。

全国学力学習状況調査におけるデータによると、平成28年度のスマートフォンや携帯電話の所有率は、小学校6年生においては宮城県では54.3%、全国では61.1%となっている。中学3年生においては宮城県では77.3%、全国では81.2%となっている。高校生においては宮城県では99.3%となっている。

総合教育センター所長

昨年度、この研究において624名の児童生徒にアンケートをしたところ、SNSを利用している子供達の割合は、小学生では23.4%、中学生では70.4%である。

佐竹委員

親同士でルールを決めなければならないことは発展的であり、一番良いところだと思う。子供達だけで決まっている部分よりも親が協力して夜中までSNSを使用しないようにするなど啓発にも繋がると思うので、各学校において道徳の授業でも活用して頂けるよう普及活動に努めてほしい。システムをダウンロードする際は、「みやぎSNSナビゲーション」と入力すれば検索できるか。

総合教育センター所長

今後とも色々な場面で普及活動に努めていきたいと思う。ダウンロードについては、宮城県教育委員会総合教育センターのホームページに掲載されている「過年度の研究成果」をクリックし、その後「平成28年度の研究成果」をクリックすると当システムが掲載されている。

高橋教育長
佐竹委員

できればホームページのトップに掲載したほうが検索しやすいと思う。

県政だよりも掲載してほしい。警察にもスマートフォンの被害の連絡が来ていると思うので、学校警察連絡協議会等にも情報提供すべきではないか。

高橋教育長
総合教育センター所長

県政だよりも掲載する前に、市町村の教育長懇話会で周知してほしい。

県警と協力したいと思っており、既にこのシステムについては県警に情報提供しており、県警の生活安全課から助言なども頂いている。

佐竹委員	生活安全課はよく知っているので、私からもよく伝えておきたい。
千木良委員	こうしたシステムは皆さんが使用することが一番大事だと思う。先ほどSNSを使っている小学生が23.4%、中学生70.4%であると説明があったが、教員はSNSをどの程度利用しているのか伺いたい。
総合教育センター所長	昨年度、この研究で教員に対しSNSの使用についてアンケートを行ったところ、対象教員700名のうち20代は98.2%、30代は98.1%、40代は57.3%、50代以降は27.4%であった。
千木良委員	20代、30代の教員には非常に入りやすく、一緒に考えやすい話題である。一方で管理職の教員が一番疎くて緊急性に対応できない状況が考えられると思う。20代、30代の教員が問題を感じて緊急に対応が必要となった際に、50代以降の管理職の教員が緊急性について実体験として理解していないと、支援が遅れる可能性が出てくると危惧したので、その点について手立てをすべきと思う。
高橋教育長	今の意見については、教職員課とよく相談して管理職研修の中でメニュー化することを検討してほしい。
齋藤委員	このシステムの中に、SNSの仕組みについて解説等はあるのか。
総合教育センター所長	解説は入っている。
高橋教育長	研修メニューが16あったので、その中にSNSの仕組みの解説等についてメニュー化し、今年度の管理職研修から導入してほしい。

(4) 新しい県立高校入学者選抜制度（中間案）について

（説明者：高校教育課長）

「新しい県立高校入学者選抜制度（中間案）について」御説明申し上げます。

資料は、18ページから20ページである。

平成29年3月14日の入学者選抜審議会からの答申に基づき、県教育委員会では、新入試制度の制度設計を進めてきた。本日は、7月27日の審議会で示した中間案の御報告をする。

資料18ページを御覧願いたい。

各選抜の名称については、現段階では仮称としているので、御了承願いたい。「1 一般入試」についてであるが、一般入試は前期選抜と後期選抜を集約して入試日程を一本化した入試を意味し、全ての受験生が、共通選抜、特色選抜の区別なく出願することになる。受験生全員が1回の学力検査の受験により、共通選抜と特色選抜の2通りの選抜の対象となる。学力検査については、5教科で実施し、その他の検査として、各校の特色に応じて、作文・面接・実技のうちから1つまたは複数を実施できることとしている。共通選抜と特色選抜の募集人数の割合については、現在検討中である。合格発表については、共通選抜、特色選抜の区別なく発表することになる。

次に、それぞれの選抜の詳細について、御説明申し上げます。共通選抜については、現行の後期選抜とほぼ同様の制度となっており、学力検査点は5教科で500点満点、調査書点については、3年間の評定をもとに、195点満点となる。選抜方法については、相関図表を用いて選抜することとしているが、調査書点と学力検査点の比重については、現在検討中である。

続いて、特色選抜について、御説明申し上げます。

学力検査点については、5教科の得点を各校の特色に応じて、教科ごとに換算して算出し、調査書点についても、各校の特色に応じて、教科・学年ごとに換算して算出することとしている。いずれも換算率については、あらかじめ高校ごとに設定し公表することになるが、その上限、下限については現在検討中である。

また、作文、面接、実技については、各校の特色に応じて、1つまたは複数を実施でき、その評価を選抜資料に加えることができることとしている。選抜方法については、学力検査点、調査書点、作文・面接・実技の点数の合計点の上位の者から、調査書の記載事項も用いて、2段階で総合的に選抜することとしている。

続いて、「2 追検査」については、学力検査当日、インフルエンザ等のやむを得ない事由によって受験できなくなった受験生で所定の手続きを行い、許可を得た受験生に、合格発表までの期間に、追検査を行うこ

ととしている。

次に、「3 第二次募集」については、出願及び検査日程は、現行制度と同様と考えており、検査方法としては、調査書のみの審査、もしくは、調査書、学校作成問題による学力検査、作文・面接・実技から1つまたは複数を実施することとしている。

続いて、「4 その他」として、調査書様式の一部変更及び予備登録制の導入について、現在検討している。そのうち、予備登録についてであるが、1月上旬から中旬の1回の実施とし、在籍または出身の中学校をとおして、1人1校1学科のみに予備登録をすることになる。

ただし、2月中旬に行う一般入試の出願については、予備登録をした学校に限らず、変更して出願することができることとしている。

続いて、資料19ページを御覧願いたい。

この資料は、新しい制度での各高校の入試情報の記載例を掲載したものである。各高校の求める生徒像や、選抜順序、募集定員の割合、各選抜の詳細な選抜方法、配点、そして第二次募集を実施する際の選抜方法等の入試の基本情報を掲載している。この資料を全校分とりまとめて選抜方法一覧として提示し、中学生の進路選択に役立ててもらいたいと考えている。

続いて、資料20ページを御覧願いたい。

「今後の検討スケジュール」についてであるが、平成29年末までに、新入試制度を決定し、平成30年秋に、求める生徒像・選抜方法等一覧を公表、平成31年10月に、入学者選抜要項の公表、そして、平成32年3月に、新入試実施という予定で考えている。

以上が中間案の概要であるが、今後、中学校、高校の校長会等においても、御意見を伺い、さらに、専門委員会、審議会の検討を経て、より良い入学者選抜制度となるように検討をすすめていきたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

佐 竹 委 員 資料20ページに記載されている平成31年度10月の「平成32年度入学者選抜要項の公表」は平成31年度に行うのか。

高 校 教 育 課 長 要項の名称については、平成32年度に入学する生徒のための入試要項を意味しており、前年度に公表する。

1 3 資料（配付のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧

(2) 東北歴史博物館特別展「熊と狼一人と獣の交渉誌ー」

(3) 東北歴史博物館特別展「漢字三千年ー漢字の歴史と美ー」会期延長のお知らせ

(質 疑)

全国高校総合文化祭推進室長

資料配付のうち、教育庁関連情報一覧の3ページから4ページに記載されているが、7月31日から8月4日までの5日間にみやぎ総文2017が開催され、お陰様で無事に終了した。委員の皆様にはお忙しい中、会場にお越しになり御覧頂き感謝申し上げます。大会期間中は大きな事件・事故はなく天候にも恵まれ多くの方々会場へ足を運んで頂き、高校生の活躍する姿を見て頂き、本当にうれしく思っている。大会運営を担った高校生、教員はもちろんのこと、教育委員の皆様、教育庁の各課室の皆様、知事部局や開催市町村の職員の方々、その他多くの方々の協力のもと大会を無事に終了することができた。昨年、広島大会が終わったあとに、生徒実行委員が集まり、これまでにない、これまでで一番すばらしい史上最高の総文祭を作り上げよう、実現しよう大きな目標を掲げた。その目標が実現できたと思う。生徒達も一生懸命頑張り、やり遂げたという思いでいる。大会の詳細については後日改めて詳しく報告する。

伊 藤 委 員

私は総合開会式と限られた部門を拝見した。三年間かけて準備をしてきた、さらに代が変わってもコンセプトが継承されてきたことが、総合開会式の全員でのフィナーレでテープが両サイドから飛び出した時に、やり尽くしたという感情を先生はもとより実行

委員会の生徒達が一番感じたと思う。この経験は社会に出た暁には必ず生かされていくと思う。期間中は美術館等が開館時間を延長した。インターハイと総文祭が同時に宮城県で開催されたのは何かの御縁だったと思う。地域と高校の接点でいうと、仙台市青葉区八幡町の商店街において、学校との接点を持ちたいとの相談があり、宮城第一高校、尚絅学院高校及び仙台高校の3校6部の写真部と美術部の作品が八幡町の商店街のロビーや皆さんが見える窓に掲出された。学校と商店街は直接的な接点が薄かったが、これを機にとっても近くなったことは、お互いにとって良いことだと思った。特別支援学校部門では、藤崎百貨店で全部の学校のパネル展示、ステージ、イートインを実施し、私も拝見したが表情がとても良かった。一番良かったのはお客様と接する時の子供達の表情、そして何よりも触れ合えたことの喜びがお客様の方にもあったと感じた。みやぎ総文2017が準備して終わっただけではなく、付随した大きな成果があったと思っている。

佐 竹 委 員 今回の総文祭は4年前から生徒達が準備を進めていた。高校生がこれほどのことができることを知り大変感動した。会場に足を運ぶと、その地域の高校生が対応しているが、地域とその地域にある学校が地域を守っていこうとする動きもあり素晴らしいと思った。地域と学校が一つになれたということで、高校生のパワーが凄いことを再認識した。今までにない素晴らしい総文祭を開催できたと思う。愛知県の方々から「宮城県の子供達はこんなに凄いのですね」と隣から言われた。宮城県のみならず全国からプロ顔負けの技量や知識を持ちよって頂き、これからの日本もまだまだ捨てたものではないと思った。また宮城県の高校生のパワーを全国に発信できたと思う。総文祭をあまり詳しく知らなかったが、こんなに素晴らしいものだということを教えて頂いたことを感謝している。総文祭が素晴らしいものだということを宮城県から全国にさらに発信して頂きたい。今回の開催に関わった生徒達はもちろんのこと、関係者の皆様に感謝申し上げたい。

14 次回教育委員会の開催日程について

高 橋 教 育 長 次回の定例会は、平成29年9月5日（火）午後2時00分から開会する。

15 閉 会 午後3時34分

平成29年9月5日

署名委員

署名委員